令和　　年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

（令和元年分以降用）

				整理番号	
診療科目	科	住　所		氏　名	

１．収入金額の内訳

			診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 診療報酬当座口払込額	収入金額 診療報酬窓口収入金額
社会保険診療報酬	① 基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬	一般社会保険	件	日	点	円	
		生活保護法					
		精神保健福祉法					
		小　計					
	② 国民健康保険診療報酬	国民健康保険法					
		高齢者医療確保法					
		小　計					
	③ 介護報酬						
		小　計					
	④ その他						
		小　計					
	⑤ 計（①＋②＋③＋④）			Ⓐ		Ⓒ	Ⓓ　円
自由診療の収入等	一般の自由診療		件	日		円	
	労働者災害補償保険診療						
	公害健康被害補償診療						
	自動車損害賠償責任保険診療						
	高齢者医療確保法						
	⑥ 計（雑収入は下の欄に書きます。）			Ⓑ		Ⓔ	
雑　収　入						円	

２．自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1)　診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数（Ⓑ）}\quad\text{（日）}}{\text{総診療実日数（Ⓐ＋Ⓑ）}\quad\text{（日）}} \times 100 = \boxed{⑦\quad\%}$$

(2)　収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入（Ⓔ）}\quad\text{（円）}}{\text{総診療収入（Ⓒ＋Ⓓ＋Ⓔ）}\quad\text{（円）}} \times 100 \times \overset{\text{調整率}}{\quad\%} = \boxed{⑧\quad\%}$$

（注）社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、Ⓒ＋Ⓓ＋Ⓔの合計額で行うことになります。

３.必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

{ 原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の⑥＋㉜） 円 − 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ 円 } × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） % ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A 円

（注） ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

（イ）専従者給与

専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊳） 円 × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） % ＝ 自由診療分の専従者給与の金額 B 円

（ロ）一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸金額の合計額 円 × $\frac{55}{1,000}$ ＝ 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C 円

（ハ）退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 円 × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） % ＝ 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D 円

（注） 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の⑥＋㉜） 円 − 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） 円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E 円

ロ 特典経費分

{ 専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊳） 円 − Bの金額 円 } ＋ { 退職給与引当金繰入額 円 − Dの金額 円 }

＋ [{ 一括評価による貸倒引当金繰入額（決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の④） 円 −Cの金額 円 } − { 一括評価による貸倒引当金繰戻額 円 − 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰戻額 円 }] ＝ 社会保険診療分の特典経費の合計額 F 円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面のⒸ＋Ⓓ） 円 × 速算表のⓑ率 % ＋ 速算表のⓒ加算額 円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G 円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	−円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Gの金額） 円 − 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額（E＋Fの金額） 円 ＝ 差額 H 円

（注） Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額㊺」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書Ｂ第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措法26」と記入してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください（この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。）。